

関係各位

大麻草の種子に係る輸入時の取扱いについて

今般、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）」の一部が施行されることに伴い、大麻草の種子に係る輸入時の取扱いが変更となりますので、お知らせします。

1. 他法令による許可等の確認

新たに「大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）」が関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に規定する「他の法令」に追加され、別紙に掲げる書類が確認の対象となります。

（別紙）「関税法基本通達等の一部改正について」（令和 7 年 2 月 10 日 財関第 115 号）

2. スケジュール

施行日： 令和 7 年 3 月 1 日（土）

3. NACCS 業務コード

上記法律の施行に伴い、NACCS 業務コード集「他法令コード」及び「輸入承認証等識別コード」の一部が追加となります。詳細につきましては、NACCS 掲示板をご覧ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/docs/2025021200022/>

◇ 改正の内容については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43079.html

【問い合わせ先】

東京税関業務部

通関総括第 1 部門（輸入手続）

電話：03-3599-6337

通関総括第 2 部門（輸入他法令）

電話：03-3599-6338

財 関 第 1 1 5 号
令和 7 年 2 月 1 0 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和7年3月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和4年6月29日財関第499号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 2027年国際園芸博覧会のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和6年11月15日財関第1091号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）</u></p> <p>ホ～ナ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ <u>削除</u></p> <p>ホ～ナ (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 通 関</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 通 関</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）	イ．（同左）	（同左）	（同左）
ロ．輸入制限、禁止関係 （イ）～（ハ）（省略）	（省略）	（省略）	ロ．輸入制限、禁止関係 （イ）～（ハ）（同左）	（同左）	（同左）
（ニ） <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）</u>	<u>第19条第1項《輸入の禁止》</u>	（1） <u>大麻草栽培者が発芽不能未処理種子を輸入する場合には、厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書」又はその写し</u> （2） <u>発芽不能未処理種子を輸入し、第18条に規定する方法による処理をする場合には、厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書」又はその写し</u>	（ニ） <u>削除</u>		
（ホ）～（ウ）（省略）	（省略）	（省略）	（ホ）～（ウ）（同左）	（同左）	（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 2			別表第 2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
イ～チ（省略）	（省略）	（省略）	イ～チ（同左）	（同左）	（同左）
<u>リ．大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）</u>	<u>第20条《輸入の禁止》</u>	<u>第20条の規定により厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「発芽不能種子確認書」又はその写し</u>	（新規）		